

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月26日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

#### 新潟市民病院管理規程第1号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成20年新潟市民病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第35号」を「第34号」に改め、同条第17号ア中「1,100円」を「2,200円」に改め、同号イ中「3,300円」を「4,400円」に改め、同号エ中「5,500円」を「7,700円」に改め、同号オ中「3,300円」を「3,850円」に改め、同号カ中「5,500円」を「7,700円」に改め、同号キ中「1,100円」を「2,200円」に改め、同号ク中「3,300円」を「4,400円」に改め、同号コ中「3,300円」を「3,850円」に改め、同号サ中「5,500円」を「7,700円」に改め、同号ソ中「3,300円」を「3,850円」に改め、同条中第34号を削り、第35号を第34号とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条の改正規定（各号列記以外の部分中「第35号」を「第34号」に改める部分及び第34号を削り、第35号を第34号とする部分に限る。）及び次項の規定 令和8年4月1日

（2） 前号以外の規定 令和8年10月1日

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。